

さが障害者おしごとフェア企画運営等業務委託 質問への回答

	質問内容	回答
1	<p>【仕様書 3 (4) エ】 「出展する障害福祉事業所の募集・決定は県が行う」とされているが、出展事業所の決定後、ブースの演出や営業資料の作成などについての研修の開催は可能でしょうか。</p>	<p>可能です。 仕様書3 (4) オに記載のとおり、出展マニュアルの作成やオリエンテーションの開催等を通じて、出展する障害福祉事業所にイベントの主旨を理解してもらったうえで、出展してもらうよう努めることとしております。 その一環として、出展事業所決定後に、ブースの演出や説明方法、資料作成に関する助言等を行う研修の実施は差し支えありません。</p>